

第1 富士・東部保健福祉事務所の概要

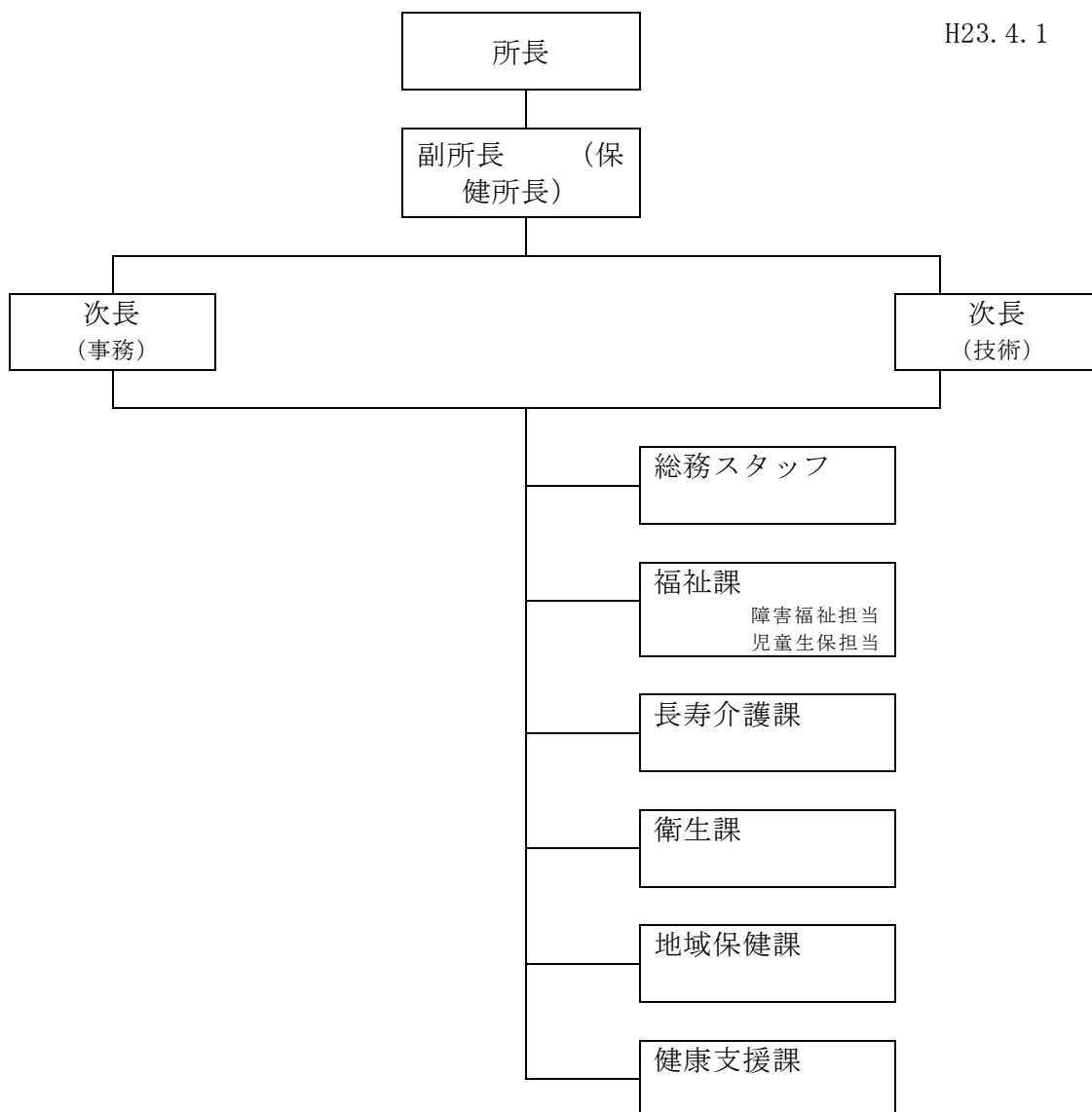
1 はじめに

平成18年4月1日に、県組織の再編に伴い富士北麓・東部健康福祉部と大月保健所及び吉田保健所を廃止し、富士吉田市に富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）を設置した。地域住民に対する保健・医療・福祉業務の一体的な推進を図ることを業務としている。

所の所管区域は、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市及び南都留郡道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、北都留郡小菅村、丹波山村の4市2町6村である。当地域は、富士山北麓及び桂川流域を中心とした県東部に位置しており、管内面積は約1,309km²で全県の29.3%を占めている。また、森林が全面積の8割を占める山間地帯であり、隣接する東京都や神奈川県の水源地域になっている。管内の人口は平成23年4月1日現在、188,358人（前年同月比で△2,350人）であり、県全体の割合は21.9%を推移しているも、依然として県下の中では減少傾向にある。

交通状況は、鉄道がJR中央線及び富士急行線、道路は中央自動車道、国道20,137,138,139号線により県都甲府市や首都圏と直結されていて、一部の地域を除いて比較的確保されているが、管轄が広いので、職員が出張し相談・書類の受付などを行い県民サービスの向上を図っている。

2 組織図



3 職種別職員配置状況

(平成24年7月1日現在)

職業別	区別										計
	所長	副所長(保健所長)	次長(事)	次長(技)	総務スタッフ	福祉課	長寿介護課	衛生課	地域保健課	健康支援課	
事務職員	1		1		2(1)	6	4(1)	(2)	1(1)		20
技術職員	医師		1			(1)			(1)		2
	獣医師							3			3
	薬剤師			1				6	3		10
	保健師						1		2	4	7
	管理栄養士									1	1
	栄養士									(1)	1
	臨床検査技師								1		1
	精神保健福祉士								2		2
	理学療法士									1	1
	小計	0	1	0	1	0	1	1	9	8	7
母子自立支援員						(2)					2
就労支援相談員						(1)					1
合計	1	1	1	1	3	10	6	11	10	7	51

() は非常勤・臨時職員

4 庁舎の概要

ア 富士吉田合同庁舎

所在地 山梨県富士吉田市上吉田1-2-5

建物延面積 9,003.87 m²

主な建物の構造 本館 鉄筋コンクリート造3階建

倉庫・車庫棟 鉄骨造2階建

主な建物の面積 本館 3,306.84 m²

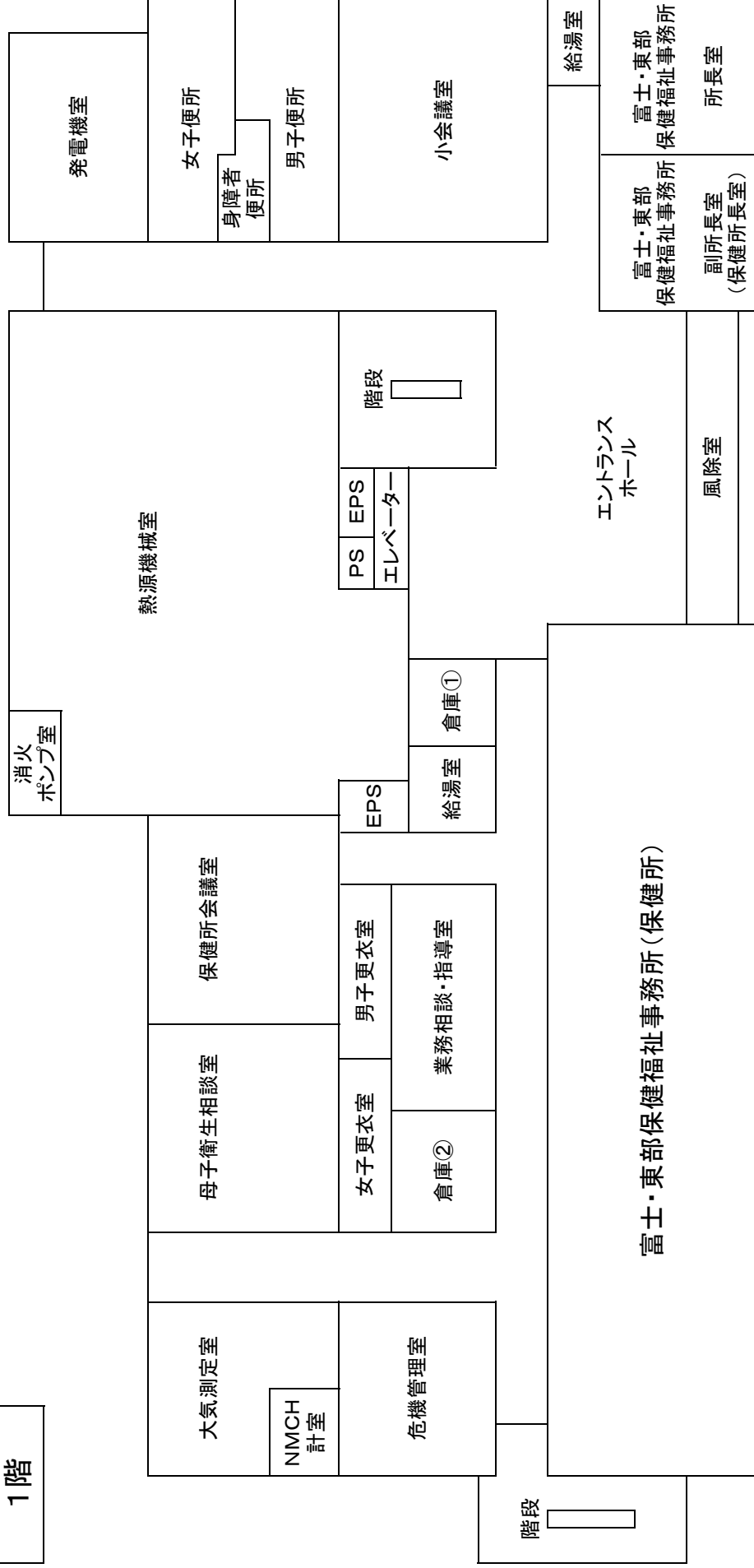
倉庫・車庫棟 390.42 m²

イ 富士・東部保健福祉事務所

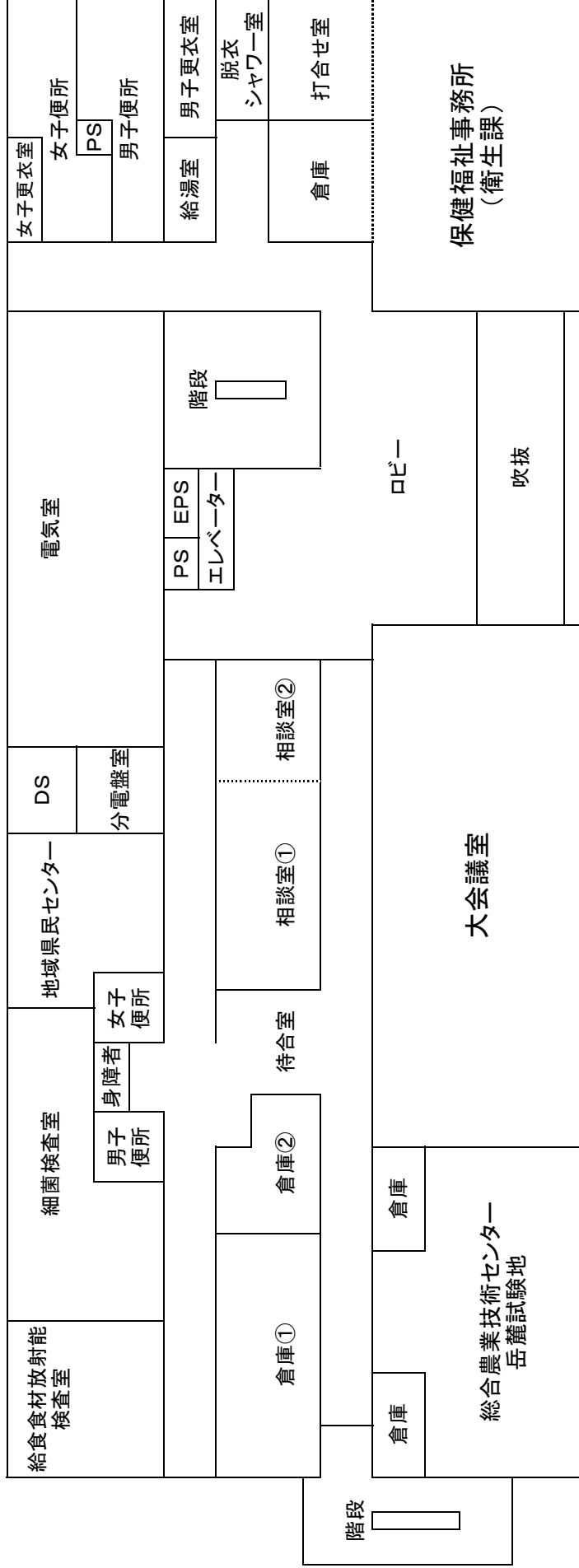
富士吉田合同庁舎1階	所長室	(31 m ²)
	副所長室	(31 m ²)
	事務室	(299 m ²)
	母子衛生相談室	(37 m ²)
	精神保健相談室	(42 m ²)
	業務相談室	(23 m ²)
富士吉田合同庁舎2階	衛生課	(131 m ²)
富士吉田合同庁舎3階	栄養室	(92 m ²)

5 庁舎平面図

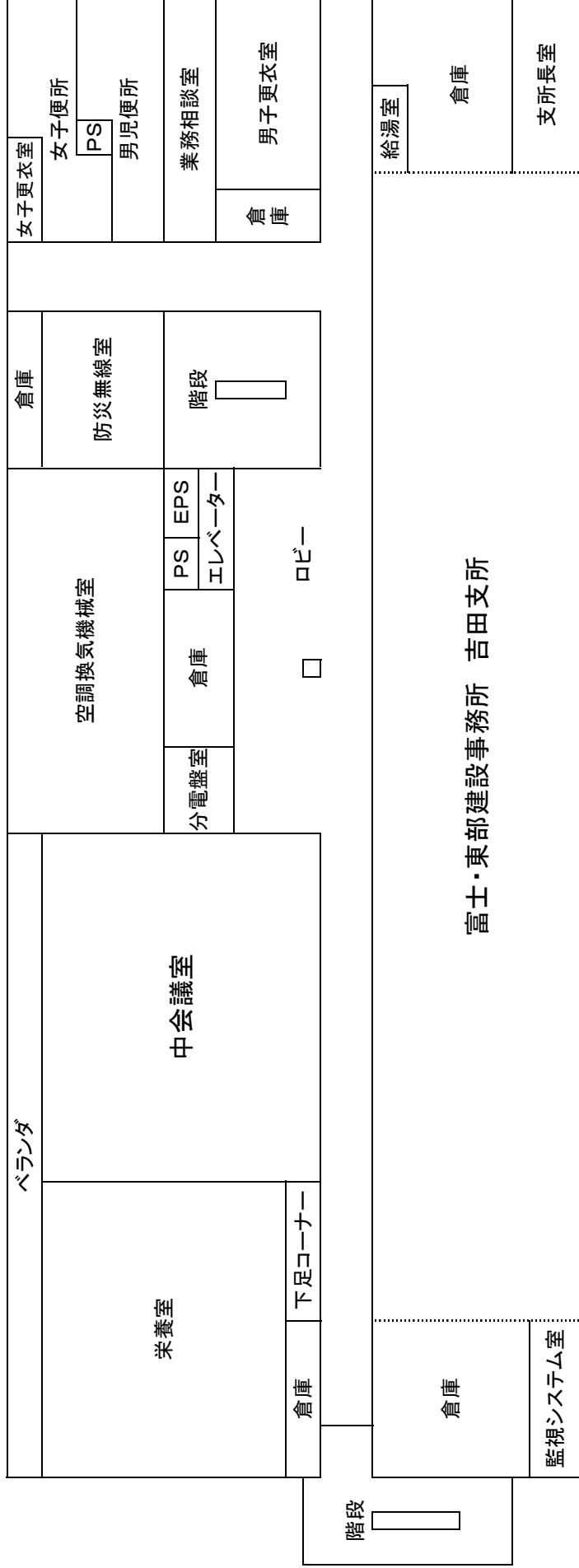
1階



2階



3階



6 業務分掌

総務スタッフ

- ・ 合同庁舎の管理
- ・ 防火管理
- ・ 予算経理事務
- ・ 財産管理
- ・ 公印の管理
- ・ 臨時職員、非常勤嘱託の任用・報告
- ・ 文書管理
- ・ 物品の調度、出納、保管、修繕、処分
- ・ 給与、諸手当、旅費
- ・ 共済組合及び互助会

児童生保担当

- ・ 保育所運営費に係る事務及び指導
- ・ 福祉施設産休等代替職員の任用承認
- ・ 母子生活支援施設等への入所事務
- ・ 母子・寡婦・父子福祉関係
- ・ 民生委員・児童委員関係
- ・ 認可外保育施設立ち入り調査等
- ・ ひとり親家庭の医療費助成
- ・ 児童虐待防止対策
- ・ 生活保護
- ・ 行旅病人、行旅死亡人関係

福祉課

障害福祉担当

- ・ 身体・知的障害者に対する相談・指導
- ・ 障害者自立支援協議会の支援
- ・ 発達障害（児）者支援
- ・ 特別障害者手当・障害児福祉手当の給付
- ・ 身体障害者の介助用自動車購入費助成
- ・ 在宅重度心身障害者への居室整備補助
- ・ 身体・知的障害者の自動車燃料費助成
- ・ 災害救助法及び災害時要援護者対策
- ・ 日赤山梨県支部、南・北都留地区
- ・ 公益法人社会福祉事業団体への助言・協力

長寿介護課

- ・ 高齢者福祉対策
- ・ 市町村（保険者）等への支援及び助言
- ・ 介護サービス事業者の指定、指導監査
- ・ 介護予防事業に対する支援及び助言
- ・ 認知症高齢者対策
- ・ 認知症高齢者の介護家族の支援
- ・ 高齢者虐待防止対策
- ・ 戦傷病者及び遺族の援護並びに戦没者の慰霊

衛生課

- ・食品営業施設の許可監視・指導・許可
- ・食中毒の調査及び防止
- ・薬局等の許可・監視・指導、薬物乱用防止
- ・狂犬病の予防、動物の愛護と適正飼養
- ・献血の推進
- ・生活衛生営業関係施設の許可・監視・指導
(旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所等)
- ・生活関係施設の指導・検査
(水道、プール等)

地域保健課

- ・医療監視・指導、医療従事者免許登録
(医師、看護師等)
- ・医療機関等の開設・廃止・変更許可等
- ・医療従事者・栄養士・調理師免許事務
- ・富士・東部地域保健医療推進委員会
- ・救急医療
- ・臓器移植、骨髄バンク
- ・人口動態統計及び各種衛生統計、各種調査
- ・感染症、エイズ、肝炎対策
- ・予防接種等
- ・結核対策
(早期発見、治療、まん延防止対策等)
- ・精神保健福祉
- ・自殺対策

健康支援課

- ・家庭訪問（乳幼児、難病等）
- ・健康教育、健康相談
- ・母子保健推進事業
(子ども療育発達相談事業等)
- ・母子保健地域組織育成
- ・特定不妊治療費助成事業
- ・医療給付及び相談
(自立支援医療、養育医療・小児慢性・特定疾患)
- ・特定疾患、難病患者地域支援対策推進事業
- ・地域看護の推進
- ・保健師、助産師、看護師の業務指導
- ・現任教育
(保健師業務研究会、新採用保健師研修会等)
- ・健康づくり
- ・健やか山梨21の推進
- ・栄養指導、栄養調査
- ・歯科保健、8020運動の推進
- ・石綿（アスベスト）健康被害救済制度

7 沿革

(1) 大月保健所

昭和18年 3月30日 設置許可申請

昭和18年 7月27日 南都留郡谷村町権守一外5名所有の建物につき管理者権守せつと借家契約(3ヶ年)

昭和18年11月18日 県告示第398号をもって同年11月20日下記のとおり保健所を設置

名称	位置	担当区域
山梨県立谷村保健所	南都留郡谷村町上谷159	南都留郡・北都留郡

昭和19年10月 1日 吉田保健所設置に伴い担当区域を北都留郡及び南都留郡のうち、旧谷村町、禾生、盛里、宝、秋山村に変更

昭和21年10月21日 谷村町より旧公益質屋(土地・建物)の寄付を受け、管内各町村をもって組織した援護会の寄付金等で内部を改造し、保健所を移すと共に山梨県細菌検査所谷村支部を併設して事務を開始

昭和23年 7月 1日 人口10万人を単位として担当区域変更

昭和23年 8月31日 山梨県細菌検査所谷村支所廃止(山梨県公示第337号)により業務及び設備接收

昭和25年10月 1日 北都留郡大月町駒橋に新庁舎が完成し、谷村保健所の名称を大月保健所に改め10月20日に移転を完了

昭和29年 4月29日 都留市誕生に伴い、旧東桂村を担当区域に編入

昭和37年 5月 1日 機構改革により次長制が廃止され総務課・衛生課の2課4係に変更

昭和43年 4月 1日 機構改革により、総務課、衛生課、保健予防課の3課6係に変更

昭和46年 4月 1日 機構改革により、管理職の次長を設置

昭和46年 4月 1日 大月市大月町花咲に新庁舎建設に着手

昭和47年 3月25日 大月市大月町花咲1625へ庁舎を移転

昭和48年 4月 1日 機構改革により総務課に試験検査係を設置

昭和49年 4月 1日 機構改革により保健婦室を設置し、総務課試験検査係を保健予防課へ移管、環境衛生係が環境衛生公害係に変更

昭和49年 9月25日 北都留合同庁舎敷地の合筆登記完了に伴い大月市大月町花咲1608-3に地番変更

昭和55年 4月 1日 機構改革により、係制の廃止

昭和58年 4月 1日 機構改革により、保健予防課を「地域保健課」に名称変更

昭和59年 4月 1日 機構改革により、保健婦室を「保健指導課」に名称変更

昭和62年 4月 1日 保健衛生幹(技)を設置

平成 3年 7月 庁舎に冷暖房完備

平成 4年 4月 1日 機構改革により、衛生課を「衛生・環境課」に名称変更

平成 9年 4月 1日 地域保健法全面施行

平成10年 4月 1日 福祉保健部再編により技術次長を新設、保健衛生幹を廃止

平成13年 4月 1日 組織機構の見直しにより、都留福祉事務所と統合され、富士北麓・東部地域振興局健康福祉部(大月保健所)となり、庁舎は大月保健所庁舎となる。また、部長、副部長(保健所長)が置かれ、6課制(保健福祉企画課、長寿健康課、障害福祉課、家庭福祉課、衛生課、健康支援課)となる。

平成16年 4月 1日 組織機構の見直しにより、障害福祉課と家庭福祉課が一つの課に統合され5課制(保健福祉企画課、長寿健康課、障害・家庭福祉課、衛生課、健康支援課)となる。

平成18年 3月31日 組織再編により、富士・東部地域振興局健康福祉部（大月保健所）を廃止
平成18年 4月 1日 富士・東部保健福祉事務所を設置 現在に至る。

（2）吉田保健所

昭和19年10月 1日 全国保健整備計画により、前吉田簡易保健健康相談所（南都留郡下吉田町218）の建物を借家して、業務を開始

昭和19年11月 7日 所管区域は、南都留郡下吉田町、西桂、明見、福地、忍野、中野、船津、小立、勝山、大嵐、鳴沢、西浜、大石、河口の各市町村及び西八代郡上九一色村精進・本栖とする。

昭和21年 8月 1日 庁舎（南都留郡下吉田1541）を移転

昭和23年 5月 道志村、東桂村を管轄区域へ編入

昭和23年 7月 1日 下吉田町下吉田798番地（旧蚕糸取締所南都留支所）へ庁舎を移転

昭和25年 7月 性病診療所を併設

昭和25年12月 5日 南都留郡下吉田町下吉田895-9に庁舎を移転

昭和28年11月 1日 優生保護相談所を併設

昭和29年 4月29日 都留市制施行に伴い、東桂町が管轄をはなれ、大月保健所へ移る。

昭和43年 1月 1日 県機構改革に伴い、保健予防課を設置

昭和44年 3月29日 富士吉田市上吉田848-1に新庁舎起工

昭和44年 9月27日 富士吉田市上吉田848-1の新庁舎に移転

昭和45年 4月 1日 衛生課環境衛生係を廃止し、新たに環境営業係と環境整備係を設置

昭和46年 4月 1日 次長制を設置

昭和47年11月 1日 庁舎増築工事完成

昭和48年 1月28日 ボイラー室新築工事完成（暖房設備、受電施設、ボイラー室建築）

昭和48年 4月 1日 総務課に試験検査係を新設

昭和49年 4月 1日 試験検査係が総務課から保健予防課へ移管され、保健予防課の普及係が廃止になり、新たに保健婦室を設置

昭和55年 4月 1日 機構改革により、係制を廃止

昭和58年 4月 1日 機構改革により、保健予防課が地域保健課に名称変更

昭和59年 4月 1日 機構改革により、保健婦室が保健指導課に名称変更

昭和63年 デイケアルーム改修工事完成

昭和63年 4月 1日 機構改革により、衛生課に食品衛生担当と環境衛生担当を設置

平成 4年 4月 1日 機構改革により、衛生課の食品衛生担当、環境衛生公害担当が廃止され、環境課を設置し、総務課に総務医務担当を設置

平成 5年 4月 1日 機構改革により、環境課が環境管理課に名称変更

平成10年 6月 1日 富士吉田市上吉田1-2-5の富士吉田合同庁舎に移転

平成13年 4月 1日 組織再編により富士北麓・東部地域振興局健康福祉部吉田保健所となる。
また、環境管理課が吉田林務環境部へ移管される。

平成18年 3月31日 組織再編により、吉田保健所を廃止

平成18年 4月 1日 富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）を設置。

平成24年 4月 1日 機構改革により、総務スタッフを設置 現在に至る。

第2 管内の概況

1 管内区域

富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、
鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、 12市町村（4市、2町、6村）

2 管内図



3 管内市町村別面積・人口・世帯数

H22. 10. 1

(単位 人口は人、世帯は戸、増減率は%)

市町村名	面積 km ²	区分	平成12年	増減率	平成17年	増減率	H22. 10. 1	増減率
			国勢調査 A	((A-H7年) /H7年)	国勢調査 B	((B-A)/A)	国勢調査速報 C	((C-B)/B)
富士吉田市	121.8	人口	54,090	△ 1.10	52,572	△ 2.81	50,617	△ 3.70
		世帯	16,928	4.82	17,381	2.68	17,707	1.90
都留市	161.6	人口	35,513	0.32	35,017	△ 1.40	33,600	△ 4.00
		世帯	13,128	5.67	13,271	1.09	13,533	2.00
大月市	280.3	人口	33,124	△ 5.90	30,879	△ 6.78	28,126	△ 8.90
		世帯	10,927	△ 4.09	10,524	△ 3.69	10,156	△ 3.50
上野原市	170.6	人口	30,157	△ 0.30	28,986	△ 3.88	27,107	△ 6.50
		世帯	10,012	4.71	10,262	2.50	10,030	△ 2.30
道志村	79.6	人口	2,087	△ 3.07	2,051	△ 1.72	1,921	△ 6.30
		世帯	566	1.07	595	5.12	588	△ 1.20
西桂町	15.2	人口	4,910	1.13	4,850	△ 1.22	4,538	△ 6.40
		世帯	1,463	5.78	1,482	1.30	1,441	△ 2.80
忍野村	25.2	人口	8,367	△ 0.04	8,490	1.47	8,656	2.00
		世帯	2,452	1.45	2,670	8.89	2,807	5.10
山中湖村	52.8	人口	5,274	△ 0.42	5,440	3.15	5,324	△ 2.10
		世帯	1,542	0.00	1,684	9.21	1,773	5.30
鳴沢村	89.6	人口	2,864	2.87	2,958	3.28	2,963	0.20
		世帯	856	9.46	933	9.00	1,015	8.80
富士河口湖町	158.5	人口	23,871	12.91	25,117	5.22	25,459	1.40
		世帯	7,406	16.81	8,758	18.26	9,413	7.50
小菅村	52.7	人口	1,084	△ 3.47	1,018	△ 6.09	816	△ 19.80
		世帯	398	△ 1.49	387	△ 2.76	347	△ 10.30
丹波山村	101.6	人口	866	△ 11.72	780	△ 9.93	684	△ 12.30
		世帯	375	△ 7.64	356	△ 5.07	336	△ 5.60
市計		人口	152,884		147,454		139,450	
		世帯	50,995		51,438		51,426	
郡計		人口	49,323		50,704		50,361	
		世帯	15,058		16,865		17,720	
富士北麓地域		人口	101,463		101,478		99,478	
		世帯	31,213		33,503		34,744	
東部地域		人口	100,744		96,680		90,333	
		世帯	34,840		34,800		34,402	
県計	4,465.4	人口	888,172	1.18	884,515	△ 0.41	862,772	△ 2.46
		世帯	308,724	△ 5.11	321,261	4.06	327,642	1.99
管内計	1,309.5	人口	202,207	3.30	198,158	△ 2.00	189,811	△ 4.21
		世帯	66,053	△ 4.74	68,303	3.41	69,146	1.23

※H12年国勢調査時の増減率のうち富士河口湖町と管内計は、上九一色村分村合併によるH17年の組み替え分が含まれていないため数値が高くなっている。